

高所作業車運転技能講習 案内書

法律根拠

- ・労働安全衛生法第61条では、事業者は、クレーンの運転その他の業務で、政令で定めるものについては、都道府県労働局長の登録を受けた者が行う当該業務に係る技能講習を修了した者等資格を有するものでなければ、当該業務につかせてはならないと規定し、政令指定業務への就業が制限されています。
- ・そして、労働安全衛生法施行令第20条第15号により、作業床の高さが10m以上の高所作業車運転(道路上を走行させる運転を除く。)の業務が、就業制限業務として定められています。
- ・この講習は、関係法令及び厚生労働大臣告示で定められた科目と時間数の講義により高所作業車の運転に必要な知識と技能を習得し、技能講習の資格を取得していただくためのものです。



受講資格 ……免許証、証明証写し添付方

- (1) 移動クレーン運転士免許を受けた者又は小型移動式クレーン運転技能講習を修了した者
- (2) 建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第27条の3に規定する建設機械施行技術検定に合格した者
- (3) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第84条第3項の大型特殊自動免許、大型自動車免許又は普通自動免許を有する者
- (4) フォークリフト運転技能講習、ショベルローダー等運転技能講習、車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習、車両系建設機械(基礎工事用)運転技能講習、車両系建設機械(解体用)運転技能講習又は不整地運搬車運転技能講習を修了した者

受講科目・講習時間

学科講習 : 作業に関する装置の構造及び取り扱いの方法に関する知識(5H)、運転に必要な一般的事項に関する知識(2H)、関係法令(1H)

実技講習 : 作業のための装置の操作(6H)

修了試験 : 全ての講義終了後に実施(1H)

受講料金 ……令和7年11月5日現在

・受講資格(1)

一般 : 受講料 38,500円、テキスト代 2,420円、合計 40,920円

会員 : 受講料 38,500円、テキスト代 1,936円、合計 40,436円

・受講資格(2),(3),(4)

一般 : 受講料 39,600円、テキスト代 2,420円、合計 42,020円

会員 : 受講料 39,600円、テキスト代 1,936円、合計 41,536円

その他

建設事業主等に対する人材開発支援助成金対象講習です。

助成金の申請方法等は、愛媛労働局助成金センターへ、講習の内容等は、愛媛労働基準協会へお問い合わせください。